

秋田県温泉保護対策要綱

昭和58年4月

秋 田 県

目 次

秋田県温泉保護対策要綱

第1	目 的	1
第2	定 義	1
第3	方 針	1
第4	温泉保護地域等の設定	1
第5	温泉保護地域に対する規制	2
第6	温泉準保護地域に対する規制	3
第7	他目的の土地掘さく	3
第8	工法の制限	3
第9	対策措置	3
第10	将来の方針	4
別表1	(温泉保護地域)	5
別表2	(温泉準保護地域)	6
範囲図		7～12

秋田県温泉保護対策要綱

第1 目 的

この要綱は、温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等衰退現象を防止し、もって温泉の恒久的保護と適正な利用の推進を図ることを目的とする。

第2 定 義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「源泉」とは、温泉がゆう出している出口及びゆう出するゆう出路をいう。
- (2) 「距離」とは、水平距離をいう。

第3 方 針

温泉地における源泉の分布並びに温泉の状態により、温泉を保護すべき地域を定めて、掘さく、増掘等の規制を行うほか、全県的な温泉の保護及び利用に必要な措置を講ずるものとする。

第4 温泉保護地域等の設定

温泉を保護するため、次の区分により、地域を設定するものとする。

1 温泉保護地域

次の各号の一に該当する地域を温泉保護地域とし、その地域の名称及び範囲は別表1のとおりとする。

- (1) 過去及び現在において、源泉相互間の影響があらわれている地域
- (2) 近年、温泉の水位、温度の低下等温泉の衰退現象がみられた地域

2 温泉準保護地域

次の各号の一に該当する地域を温泉準保護地域とし、その名称及び範囲は別表2のとおりとする。

- (1) 温泉保護地域に隣接する地域
- (2) 付近の源泉との相互干渉が予想される地域
- (3) 源泉の分布密度が濃厚となり、源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域

3 普通地域

温泉保護地域及び温泉準保護地域を除く地域を普通地域とする。

第5 温泉保護地域に対する規制

- 1 温泉保護地域内における温泉の掘さくは、認めないものとする。
ただし、次の場合はこの限りでない。
 - (1) 既存の源泉が不可抗力による災害により損壊したため原状に復旧するとき。
 - (2) 国又は地方公共団体が、公益上必要と認めて行う土地掘さく等のため、源泉が埋没を余儀なくされたとき。
 - (3) 温泉沈でん物の固着により、導水管が閉そくしたためゆう出が停止し、若しくは従前の導水管が腐しよくし、ゆう出量が著しく減少したため、代替掘さくの必要があると認められたとき。
 - (4) 地方公共団体、公益法人等が地域内の既存源泉を整理統合して、集中管理方式による集配湯事業を実施するために掘さくする場合。
 - (5) その他知事が特別の事由があると認める場合
- 2 温泉保護地域内における温泉の増掘は前項各号に該当する場合

の他認めないものとする。ただし、増掘以外に温泉量の回復が困難と認められたときには、付近の源泉の口径、深度を勘案し、影響を及ぼさない範囲内において認めることができる。

第6 温泉準保護地域に対する規制

- 1 温泉準保護地域内における温泉の掘さくは、付近の源泉から当該温泉地の実情に応じて考慮した妥当な距離があり、付近の源泉に影響を及ぼさない範囲内において認めることができる。
- 2 温泉準保護地域内における温泉の増掘は、付近の源泉に影響を及ぼさない範囲内において認めることができる。

第7 他目的の土地掘さく

地下水の採取及びその他の目的で土地を掘さくしようとする場合で、温泉をゆう出させるおそれがあるときは、必要な指導をするものとする。

第8 工法の制限

温泉の掘さくは、原則として垂直掘りとし、工事施行にあたっては、自然環境の保全と環境衛生及び公害の防止について必要な指導をするものとする。

第9 対策措置

温泉の保護及び利用に必要な措置は次のとおりとする。

1 旧源泉の埋没措置

代替掘さくを行ったときの旧源泉及び整理統合した場合の旧源泉は埋没させるものとする。

2 未利用源泉に対する措置

- (1) 掘さく等を完了した温泉は、原則として1年以内に適正な利用を行うものとし、利用する意志のない源泉は、埋め戻し等の

措置を講ずるものとする。また、この要綱策定以前からの未利用の源泉についてもこの要綱施行の日から1年以内に同様の措置を講ずるものとする。

- (2) 掘さく等を完了した温泉は、利用するまでの間、放流を停止又は制限する等の措置を講ずるものとする。

3 採取量の制限措置

温泉の採取は、利用上の必要量を超えないように制限できる措置を講ずるものとする。

第10 将来の方針

温泉保護地域及び温泉準保護地域については、その地域内の温泉量を考慮し、ゆう出量（揚湯量）と需用量の均衡を図るため、総合需給計画により温泉の統合及び共同管理を推進するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

温泉を保護すべき地域

(別表1) 温泉保護地域

地 域 名		地 域 の 範 囲
湯	瀬	鹿角市の一部で、別添区域図に示された地域
大	湯	〃
大	滝	大館市の一部で、
湯	本	男鹿市の一部で、
秋	ノ 宮	雄勝町の一部で、

(別表2) 温泉準保護地域

地 域 名	地 域 の 範 囲
秋 ノ 宮	雄勝町の一部で、別添区域図に示された地域

本書に掲載の地図は建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号)昭和58東復第160号

○ 温泉保護地域
 △ 温泉準保護地域

位置図

番号	温泉保護地域	
①	湯	瀬
②	大	湯
③	大	滝
④	湯本(男鹿)	
⑤	秋ノ宮	

番号	温泉準保護地域	
△	秋ノ宮	

